

熊本市公報 (臨時)

第1443号

発行所 熊本市中央区手取本町1番1号
熊本市総務局行政管理部総務課
発行日 臨時発行

目 次

規 則

| | |
|--|----|
| ○熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則及び熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則(規則第2号) | 47 |
| ○熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令(訓令第1号) | 48 |

| |
|------------|
| 規 則 |
|------------|

規則第 2 号
令和 3 年 2 月 19 日

熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則及び熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

熊本市長 大西 一史

熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則及び熊本市県営農業農村整備事業
分担金徴収条例施行規則の一部を改正する規則

(熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第1条 熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則(平成3年規則第98号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の60」を「100分の50」に改める。

(熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則の一部改正)

第2条 熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則(平成28年規則第27号)の一部を次のように改正する。

別表中「100分の60」を「100分の50」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の熊本市市営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則別表の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に分担金を徴収して施行する事業として認定されたものについて適用し、施行日前に認定されたものについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の熊本市県営農業農村整備事業分担金徴収条例施行規則別表の規定は、施行日以後に分担金を徴収して施行する事業として認定されたものについて適用し、施行日前に認定されたものについては、なお従前の例による。

訓 令

訓 令 第 1 号

令和 3 年 2 月 19 日

熊本市公印に関する訓令の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市公印に関する訓令の一部を改正する訓令

熊本市公印に関する訓令（昭和 30 年訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第 1 項とし、附則に次の 1 項を加える。

- 2 別表(1)一般公印の表の規定の適用については、当分の間、同表行政機関の長の印の項中「各 1」とあるのは「各 1（保健所長の印にあつては、2）」と、「庶務担当課長」とあるのは「庶務担当課長（保健所長の印にあつては、庶務担当課長及び新型コロナウイルス感染症対策課長）」とする。

附 則

この訓令は、令達の日から施行する。